

福崎町飲食店等持続応援金制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した飲食店等を経営する中小企業者・個人事業主を対象に事業継続を支援することを目的として、町独自の制度を設け応援金を交付します。

対象事業者及び応援金額

対象事業者	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月から令和3年3月までの間でいずれか1か月の売上が前年同月比で20%以上減少している下記の者</p> <p>中小企業者及び個人事業主（① または ②）</p> <p>①法人の場合：町内に店舗を置く法人(主たる事務所が町外にあっても対象)</p> <p>②個人事業主：令和3年1月1日現在において福崎町に住民登録があり、今後も引き続き住民登録がある者又は、住民登録はないが町内に店舗を置く者</p> <p>(注 意)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業者とは中小企業基本法第2条第1項第3号に定める、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの・ 飲食店とは日本標準産業分類の大分類Mのうち中分類76に該当する業種・ 今後も事業を継続する意思があること
応援金額	<p>1事業者あたり 一律 20万円</p> <p>※複数店舗の経営であっても1事業者となります</p>

申請について

申請期間	令和3年4月1日(木)～6月30日(水) ※郵送必着 (期間を過ぎますと申請できませんのでご注意ください。)
申請受付 場所・方法	福崎町商工会 (平日9:00～17:00) ※原則、新型コロナウイルス感染症対策のため郵送での受付とします。 (簡易書留などの郵便物の追跡ができる郵便での提出をお願いします。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【提出先(郵送)】「福崎町飲食店等持続応援金申請書類在中」 〒679-2212 神崎郡福崎町福田 116-1 福崎町商工会 宛</div>
申請書類	申請書は、福崎町 HP「飲食店等持続応援金」または福崎町商工会 HP に掲載しています。 ①福崎町飲食店等持続応援金交付申請書兼請求書 (押印1か所) ②業種確認書類 (営業許可書の写し) ③確定申告書の写し ・法人の場合 直近の法人税の確定申告書別表一の控え ・個人事業主 令和2年分の所得税の確定申告書第一表の控え ④売上減少となった月及び前年同月の試算表や売上台帳の写し ⑤振込口座が確認できるもの ・申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し ※口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が分かるもの ⑥本人確認ができるもの (個人事業主の方のみ) ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し ⑦店舗の外観写真 (屋号・看板・店舗名等が分かる写真など) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">◆ 提出書類は A4 サイズに揃えて記名(ゴム印可)してください ◆</div>
支給時期	受理後、2週間程度で指定の口座に振り込みます。
お問合せ先	(申請書は、窓口にも備えております) ①福崎町役場 地域振興課 TEL: 0790-22-0560 (代表) FAX: 0790-23-0687 E-mail: chiiki@town.fukusaki.lg.jp ②福崎町商工会 TEL: 0790-22-0558 (代表) FAX: 0790-22-4354